

令和5年度 第3回白馬村観光振興のための財源検討委員会 議事録（要旨）

招集年月日	令和6年2月7日（水）
招集の場所	白馬村役場 庁議室
開催時間	13時30分～15時35分

■委員

学識経験者	（公財）日本交通公社理事	山田 雄一	○	
学識経験者	國學院大學観光まちづくり学部 教授	塩谷 英生	欠	
関係団体代表	八方尾根開発（株）代表	倉田 保緒	○	
関係団体代表	（一社）白馬村観光局事務局長	福島洋次郎	○	
村長が認める者	ホテル白馬代表	柴田 謙二	○	
村長が認める者	山の郷ホテル白馬ひふみ代表	丸山 智彦	○	
村長が認める者	（株）白馬館役員	松沢英志郎	○	リモート
村長が認める者	（株）オーブス役員	岸 壮周	○	リモート
オブザーバー	白馬村副村長	吉田 久夫	○	
オブザーバー	白馬村議会産業経済委員長	切久保達也	欠	

出席10名

■事務局・説明者

白馬村総務課長	田中 克俊	○
白馬村総務課企画調査係長	山岸 大祐	○
白馬村税務課参事兼税務課長	山岸 茂幸	○
白馬村税務課税務係長	下川 啓一	○
白馬村観光課長	太田 雄介	○
白馬村観光課商工観光係長	矢口 浩樹	○
白馬村総務課集落支援員	渡邊 宏	○

<敬称略>

1. 開 会 <田中総務課長>

2. あいさつ <山田会長>

法定外税は20年ほど前にできた課税自主権を使い財源を確保し、わりと自由に設計できる制度であり、忌憚のない意見をお聞きしたい。

3. 会議事項

(1) 宿泊税に関する検討について

①「長野県（観光振興財源検討部会）の中間とりまとめ等の進捗状況」について

資料1により<山岸企画調査係長>が説明した。

- ・山田会長：資料1の概要版の最後に書かれているが、使途については今後も議論が必要となるが、5～10年後は課題等も異なってくるので、今の時点で決めるのではなく、誰がどのように決めていくということが重要である。

宿泊客が大勢いる地域から税収があり、そうではない地域に税が使われることについて、納税者の受益を考えても丁寧に設計する必要があるという議論がある。白馬村では検討しているが、考えていない市町村もあり、どのような使い方をするのかも議論として残っている。

②前回の振返り

ア. 村財源としての宿泊税導入の判断について

資料2により<山岸企画調査係長>が説明した。

イ. 導入する場合のスケジュール、検討課題（税の規模、制度設計など）、議論する主体の整理について

資料3、4により<山岸企画調査係長>が説明した。

資料5により<矢口観光商工係長>が説明した。

- ・山田会長：県のスケジュールも流動的だが、県の動きに合わせて対応していく必要がある。配分については、県も腹案があるようだが数値としては公表していない。市町村側で宿泊税を導入するとなると、観光政策の主体は市町村に向いてくるので、市町村側の税額・税率等の確定具合によるが、県との交渉になってくる。

資料4は、この検討委員会がどの範囲を議論するかを整理したもので、財源の確保という制度設計は、本検討委員会が主体で議論し、その制度における具体的な使途については、観光地経営会議が主体で議論している。

観光地経営会議が先月行われ、この財源を前提とした基本方針や使途についての提言がなされた。

制度設計と使途は入り組んでいるが、分けた建付けになっている。

※これまでの事務局の説明に対し質問、意見等を求めたが、特段発言はなかった。

(2) 宿泊税の徴収条例と使途条例の制定について

資料6により<山岸企画調査係長>が説明し、意見等を求めた。

(山岸)

①税の制度設計に関すること(宿泊税等の賦課徴収条例)

白馬村として宿泊税の導入にあたっては、税条例を作る必要があり、担税者や徴収方法、税率、免税点、課税免除等について皆さんから意見をいただき、その方向性について議論をお願いしたい。

重要なポイントとしては、特別徴収義務者となる宿泊事業の理解と協力が必要で、宿泊者から徴収する役割だけでなく、その財源を有効に活用するためにも宿泊事業者の協力が必要という視点は、欠かせないと考えている。そのためにはどのような運用の仕組みを作り、関係者間で合意され、明文化する必要があるが、それが②となる。

②税の使途設計に関すること(観光振興条例等の使途条例)

観光振興をどのように行うのかを規定した条例の制定とあるが、ここで運用の仕組みを明文化したものがあれば、使途についての疑義も出にくいと思うので、こういう条例が必要ではないかという検討をお願いしたい。

資料5の提言p6に「観光税の運用の仕組み」が書かれているが、これは今までの観光地経営会議で議論してきたものをまとめたもので、提言はされたが観光地経営会議で深く議論されたものではなく、運用の仕組みについては、この検討委員会で議論されるべきことでもあり、ご意見をいただきたい。

③税の積み立てに関すること(基金条例等の積み立て条例)

①、②のほかに、一般会計とは切り分け積み立て基金化するとなると基金条例も必要となるが、議論の頭出しというイメージで表したので、これも議論していただきたい。説明は以上。

- ・山田会長：宿泊税は広がりを見せ、都道府県では長野県をはじめ、北海道、沖縄県も検討に入っており、市町村でも私が関わっているだけでも5市町村程度で議論しているが、税の制度設計に関するところが議論されている状況である。法定外税として宿泊税を導入する場合は、税率や課税免除等が議論の主体だった。

この検討委員会や観光地経営会議でも議論となったが、何に使うのかが本質的に重要であり、積立や基金の話もあるが、それをどのようにプールしておくのかということも、今までは答申等の形のみで制度設計されず、法的根拠がないままにやってきたのが実態である。

京都市長選があり、新しい市長は前市長の後継のような方だが、選挙後に「オーバーツーリズムを防ぐために増税する。」と発言した。オーバーツーリズム対策のために宿泊税を導入したのかという議論の前提をひっくり返すような発言と感じた。税の制度設計のみの議論だと大きくずれてしまうこともあり、宿泊税を導入する場合は、制度設計は決めていくしかないが、重要なことは使途設計と積立に関するところに、どのように法的根拠を持たせるのかとなる。

しっかりしたものを作ることにより、集めた税を白馬村の発展のために永続的に使えることを担保していけるのではないかと思う。

・福島委員：宿泊税はお客様から徴収するものなので、お客様に還元するような形で、お客様と対話ができる仕組みが良いと思う。継続的にアンケートを取り、観光客の意向をくみ取り、それを観光地経営会議にあげ、対応していければ良いと思う。

・柴田委員：客室稼働率が全国最低である長野県が、宿泊税を導入することに疑問を感じる。

現在（宿泊税を）導入している自治体は、稼働率が高い自治体が多いが、その実態をどの程度把握し、宿泊税の議論をしているのかが多くの意見としてある。

この検討委員会をスタートするときに、500軒近い宿から決意書まで出ているが、それに対する何らのアクションもなく、議論だけ先に進み、県がやるから村もやらなければという論点で進んでいることに関して違和感がある。

特別徴収義務者となる宿泊事業者の理解と協力が必要と書いてあるが、おざなりにされていて、説明会もなく議論の再開と言われても、村内の事業者は理解していない。

使途の中で、交付金対象がDMOに限定され、実際に税を使うのが観光局となる内容であり、今までの提言等に対する反省も議論もなく新しい制度を作っても、5年後、10年後にいかされるのかという不信感があるが、それを抱えたまま議論が進み、宿泊事業者としては「もっとその前にやる事がある」という思いがある。

再スタートの前に、宿泊事業者を対象にした説明が欲しかったし、今の進め方に対しても我々ホテル協議会で今回の意見を決議した。

白馬村では、そういった意見が出ていることや、前回の決意書の件も県に伝わっているのか等、現状での我々の意見として表明させていただいた。

・山田会長：県としては、これだけの観光資源を持ちながら客室稼働率が低く宿泊単価が相対的に安いことは、裏を返せば資源活用ができるような競争力、マーケティング、交通等のサービス提供等を含めたところできていないのではないかという意見が議会でもあった。

北海道等で宿泊税を導入している中、長野県としても投入できる財源がないということは、競争力としても劣後していくのではないかという議論もあった。

客室稼働率が低いという状況は、逆にやるべきことをやれていないからではないかという問題意識となった。

白馬村での宿泊税を、何の目的に使うのかということは、白馬村の中で決めるべきことであり、この検討委員会で議論や整理ができる。

特別徴収義務者となる宿泊事業者がないがしろにされているのではないかということについては、そう感じさせないような仕組みや了解を得ていく仕組み等を考えていくべきと思う。

制度設計に関してはこの検討委員会で議論し、経営会議では基本的に用途を議論することになっている。

経営会議で、観光局に交付することになっていることについては、観光局に交付するかどうかについても、この検討委員会で議論していければと思っている。

財源の配分や誰が決めるのかは、この検討委員会で決められるので、皆さんの了解・理解が得られるような制度にするために意見をいただければと思う。

私の関わっている沖縄のある所では、審議委員の過半数が宿泊事業者になるような委員構成が打ち出され、一番負担が掛かる特別徴収義務者である宿泊事業者の意見が反映されるような制度にしている。

- ・丸山委員：この検討委員会に向けて2月5日に勉強会を開いた。その夜には、長野県の旅館組合主催の勉強会にも参加した。3回の勉強会に出席し、ようやく必要な理由が理解できるようになった。

柴田委員の話のように、村内の事業者に対し、どのように説明し合意形成を得るかが大切だと思った。宿泊事業者が置き去りにされているという声も多く聞くので、沖縄の話のように税の制度設計に関わる部分には、大勢の宿泊事業者が関わり勉強し学んでいき、皆の意識を変えていくことが必要だと思った。

制度設計と同時に村内の事業者への説明と合意形成を得ることを進めていかないと間に合わないのではないかと懸念している。

宿泊税という名前に負のイメージがあり、特別徴収義務者である宿泊事業者にとって負担が増えるというマイナスのイメージがあるので、「白馬のみらい観光税」という話もあるが、観光税というと宿泊事業者以外の事業者もどのように落とし込めていけるか、どう関われるのかも明確にして欲しいと思う。

- ・倉田委員：資料4の今後の主な検討事項として、「宿泊税に関する委員会方針の検討」とあるが、ここがまだフワフワしている状況で、制度と用途をイメージしながら向かって進められていると思っている。相当の時間を掛けここまで来ているが、私の周辺でもホテル協議会等からもまだ民意を得られていないということは、県が進めているからというような理屈で押し切ることはどうなのかと思う。

既にある入湯税も同様で、観光局の温泉委員会でもいろいろ検討され議論が高まっているので、宿泊税の意味合いが皆に伝わるようなことを村でやってもらい進めてもらわないと、負の感覚が残るような気がする。

リフト税や入湯税と少しニュアンスが違い、宿泊税は事業者も多くデリケートな部分と時間の問題もあるが、そこを通らないと民意が得にくいと思っている。否定するつもりではない。

- ・松沢委員：ホテルや旅館の組合には属していないが、同じ宿泊事業者として特別徴収義務者に該当する山小屋山岳事業者として発言したい。

登山者は山小屋に来るまで、とても長く広域に歩いてくる。登山道や山小屋環境、自然環境の整備等により自然の価値を感じて入山し、山小屋に宿泊する

と宿泊税を徴収されることになる。使途としては、村の麓と、山の上の国立公園とでは環境もまったく異なるが、同じようにその税を使えるのかという疑問があり、その議論を深めていく必要があると感じた。

観光地経営会議には、山小屋事業者が含まれておらず、山の環境整備には使えないとした場合、登山者の納めた税が、麓の環境整備に使われることになり受益者負担という観点からも疑問を感じる。

徴収する仕組みについて、税を硬貨で支払うと思われるが、荷揚げ・荷下ろしをヘリコプターで行っている山小屋事業者にとっては、ヘリの料金高騰もあり経営課題になっており、硬貨をヘリで下げるのが事業者の負担となることは、平等性からも違うのではないかと思った。

登山者から徴収する場合は、山の上も含めて使途を検討する視点と、特別徴収義務者としての負担としては、硬貨を荷下げる際にも平地とは異なりネックがあると感じた。

- ・岸委員：徴収の仕組み、形態としては問題ないと思うが、徴収していく中で、今の山小屋での問題点等が出てくると思うので、議論を一步前に進め、具体的な中身の議論をしていく必要があると思う。

資料6に関しては、一般的には①の税の制度設計に関する条例しか出てこないが、それにプラスして②の観光振興条例と③の基金条例を作ることは良いことなので、これ自体は前に進めていくべきと思う。

宿泊税に関する説明がなされていないということに関しては、使途にも関わってくると思うが、どちらの会議で、どう説明していくのか、それを議論する場はどちらかということや、この検討委員会で説明するとなるとどう説明していくのかということを検討する必要があると思う。

- ・倉田委員：索道を代表して、村単独ではないものが沢山あり、公平性等々、仕組みづくりでも簡単ではないという意見があることを重ねてお伝えしたい。

- ・山田会長：リフト税の導入に関しては、県との関係もあるが、入口で止まってしまうと資料6の②③の議論が進まなくなり、結果的に制御可能な財源にならないと思うので、②③の議論を今後深めていくことについて了解をいただけるか。

特別徴収義務者としての皆さんの理解を得るために、勉強会か説明会かは別として、それを進めていくことは大前提としてあるが、検討委員会としては②の使途設計と③の積立の部分を引き続き議論していきたい。

- ・柴田委員：前回の答申について、宿泊事業者から出たものに対して、村はどう考えているのか。それがひとつのハードルになっており、そのハードルに対しての説明が重要なところだが、再スタートし進めていることが腑に落ちない。

県に対しても、白馬ではこんな意見が出ているので慎重にお願いします等の申し入れすることが然るべきだと思うが、いつの間にか議論だけが先に進んでいる。

- ・吉田オブザーバー：前回の書面については、審議中に出されたもので、「白馬のみらい観光税」という複数の財源を候補として併記し、答申された。特に宿泊事業者からの意見としては、使途が決まっていなのに徴収することについてだった。

説明は別として、財源と使途を切り分けて進めていくべきだという考えと、再スタートすることについては、コロナも5類になったこともあり、観光財源についても改めて審議していこうということで、委員構成も宿泊事業者にも入っていただき、宿泊事業者の意見も聞きながら進めるということになった。突然ということでもなく、県の話も聞いてはいたが、第1回の検討委員会で話したとおり、県は県で進め、村は村で審議していくこととした。

特別徴収義務者となりうる方への説明は、オブザーバーとしても考えなければならぬと理解している。

「白馬のみらい観光税」にある財源のうち、宿泊税を切り抜き、県が想定以上に早くなっている中で、県と合わせた場合には、村としてどういうスケジュール感で考えていかなければいけないのか提示したもので、県下の市町村として意向を示す場合には、県にも時限があるので、それまでに示す必要があるということで資料を示させていただいたもの。

制度設計については、率か、額かということもあるが、②③の使途と積立も一緒に審議していかないと、使うのが誰で、それを決めるのは誰なのかについては、庁内全体で目合わせをしながら進めてきていることは理解いただきたい。

スケジュール感で、審議が色々なプロセスを経ないと難しいという結論になれば納得できるが、事務局としても決してこれを時限としてどうしても、ということでもなく、皆さんから前向きで建設的な意見を出していただければと思う。

振返りも含みながら、前回の答申と再スタートにあたる考え方をまとめてお話をさせていただいた。

- ・山田会長：②③は前例がなく、①②③をパッケージして導入するとなると、白馬村が第1号になるが、かなりの議論をしていかないとできない。最終的な形は議会等の問題となるが、②③についていろいろ意見をいただきたいと思っている。特別徴収義務者や納税者となる宿泊客、山小屋であれば登山客等の人たちの意見なり、満足度なりを満たすためにはどのような制度（基礎）設計にしていくべきかについても、ある程度制御・反映していけるところではないかと思っている。可能な限り議論をしていければと思っている。

- ・倉田委員：②③については理解しているが、これは観光地経営会議ではなく、こちらで考えるという認識で良いか。

- ・山田会長：観光地経営会議は、用途そのものを議論することで、設計ではなく何に使うかの提言をすることになる。制度として誰が議論をするのか、例えば、観光地経営会議が議論をするのかも含めてどのような制度にするのか議論するのがこの検討委員会となる。
- ・柴田委員：観光地経営会議が用途を決め、議会承認を経てDMO等に交付金として交付するのではないか。資料5に書かれているものは？
- ・山田会長：その設計を決めるのはこの検討委員会で、まだ決まっていない。資料5に書かれているものは、経営会議としての意見・提言であり、それを議論するのはこの検討委員会となる。
税導入や用途を経営会議に任せることが決まれば、経営会議は決められた枠組の中で用途を検討することになるが、それが②のところとなる。
- ・柴田委員：この検討委員会は今回を含めて後2回となっているが、この議論が後2回でまとめられるのか、引き続き来年度も開催するのか。
- ・山岸企画調査係長：令和5年度の結果は、中間取りまとめとして行うが、当然議論が残る部分もあるので、この先も会議は続けることになる。
資料6により説明したが、資料5の観光地経営会議の提言のp6「白馬のみらい観光税の運用の仕組み」については、観光地経営会議で今までのものをまとめたものだが、これについては深い議論がなされていないと認識しており、この検討委員会で議論していくべきところで、この議論がないと先へ進めないと思う。
- ・柴田委員：資料3のスケジュールについても、税の制度設計や入湯税の取扱等があるが、3月13日までの1か月足らずの間に整理できるのか。
- ・田中総務課長：スケジュールは、県が最短で進行した場合、村としての意見を県へ伝えるためにはこの位のスピード感でやらないと間に合わないというもので、宿泊税のみの工程になっているが、その他の財源等については、別の工程で同時に議論を進めることになる。
スタートは決まっているが、矢印の最後は、ここまでにやらなければいけないということではなく、あくまで目標であり先にずれることは考えられる。
- ・柴田委員：村として入湯税の取り扱いは、どういう意向か。
- ・田中総務課長：この検討委員会で意見があれば、それを踏まえ村長に伝える。現段階で宿泊税の導入にあたり入湯税を廃止する方針は出ていない。

- ・柴田委員：宿泊税も入湯税もあるとなると、お客さまにはかなりの負担となる。
- ・田中総務課長：両方とも目的税であり、その目的が重複していなければ問題ないが、重要なことだと思う。
- ・柴田委員：お客様に説明するのは我々であり、中には払わないという人もいる中で、そこも大きな問題であり、それにより賛成・反対の論点となるので、宿泊税を導入するならこうだ、という方針も併せて提示してもらわないと議論を進めるわけにはいかない。
- ・田中総務課長：導入するという方向性を決める際には、決めないといけないが、これについては早期に決めなければいけない課題だと思う。
- ・倉田委員：入湯税については、観光局の温泉部会では話があるか。
- ・福島委員：温泉の専門委員会ではなく、専門委員会の人たちで組織しているところで委員長がこれから話をしたいと言っているようだ。
- ・吉田オブザーバー：今、白馬村で使っている入湯税について、専門委員会（局の温泉部会）では使途かその内容かによりオブザーバー的に参加することも考えている。
- ・山田会長：入湯税は地方税法に書かれており、制度的にゼロにすることはできない。
 有料で温泉に入浴させた場合は、徴収することになっており、標準税額は150円となっているが、税額は市町村で決められ、福岡市は確か50円に下げ、京都市は温泉が少なく変えていない。そこは市町村の判断となる。
 これは①に関わってくるものだが、②③についてはこの検討委員会で決めていく内容であり、経営会議でこう決めたからではない、ということを理解いただきたい。参考とすることは構わないが、それをどんな形で設計するのか、更に、条例化するので法的根拠を持って建て付けることになるが、それはこの検討委員会で決めることになる。導入後には仮に経営会議が使途を決めていくことになる。現時点ではそれぞれが使途や制度に関することをオーバーラップしながら議論していることになる。

(3) その他の候補財源について

資料7により<山岸企画調査係長>が説明した。

- ・山田会長：「白馬の未来観光税」といった場合は、宿泊税だけではなく総合的な財源となる。県で宿泊税の議論が進んでいることから、宿泊税の制度設計を他の財源から切り出した形で検討したいということ。

その他の財源についても検討材料として事務局から提示があったが、入湯税を減税するとなるとここに加わることになる。

観光振興を行っていくにあたり、どの程度の財源が必要かということと、受益者として考えると宿泊税を負担しない日帰り客等の扱いをどうするかということになる。
- ・倉田委員：大変重たい議論だが、時間も限られているので、先ず②から入ったらどうか。
- ・山田会長：②③についてはまだ整理されていないが、考えていくときに気を付ける点等があればお聞きしたい。
- ・福島委員：観光地経営会議の提言の「運用の仕組み」等を参考にしながら、変えるところは変えていくのが望ましいと思う。

年末に土砂災害があったが、宿泊客が居り他の施設へ移ってもらう場合、基金を使う必要が出てくると思う。緊急的に拠出するときにも議会の承認を得て対応するのか。
- ・田中総務課長：制度として基金の取崩しは、基本的に議会承認が必要だが、専決という方法もある。
- ・山田会長：専決は、首長が後で議会に諮ることで、首長の権限で先に執行するもの。
- ・柴田委員：地域により違うとは思いますが、白馬村の最重要課題は、一番の観光資源であるスキー場と山に特化するべきだと思う。宿泊事業者もかなりの恩恵もあるし関連性もあり、具体的にはシャトルバス等の二次交通の課題を解決することで、スキー場の負担を減らし、投資に回せる部分を作り、それに協力するためにシャトルバスであれば宿泊客も使うので、我々も負担をお願いしやすいし、説明もしやすい。白馬で最も課題となっているところをやっていかないといけない。

シャトルバスについては、宿は負担していないが、それは20年前の発想である。

世界水準ということであるが、具体的に何なのか。観光客とすれば観光設備、宿の質等で判断する。県でもEVの環境整備に充てるとあるが、現在民間がどんどん進めていることであり、観光税でやるべき政策なのか疑問である。

そういう議論がなく、建付け等のイメージだけで、具体的に何をするのかという例え論でもあれば、宿泊事業者もそれは必要だということの前向きに協力しようという機運も出てくると思う。

- ・山田会長：それは重要な意見だと思う。②で観光振興条例を作る提案があるが、何を目的として白馬村が取り組むのかがここに書かれるべきで、スキー場なり、自然環境を持続可能にするとか競争力を高めていくようなことが目的となるかもしれないが、その上で具体的に何をやっていくのかが、その下に載ってくる。民間でやっていることはやらなくて良いのではという意見もあるが、国や県からの補助金があるものはそれを使えば良い。一方で自分たちの財源で何をするのかは、例えばシャトルバスには補助金があるが、2～3年で終わってしまう。

地域でサービスを続けるべきことは、自分たちの財源で賄う必要がある。目的に沿っていれば何でも良いということではなく、貴重な財源をどう使うのかが大事な視点となる。

条例の精神を盛り込んでいくことになるので、この検討委員会では「使途にこういったものを入れるべき」等を議論していただければと思う。
- ・倉田委員：使途条例は、具体的に見えないとイメージできないが、どこまでが我々の役割で、どの程度まで踏み込むべきなのか、総論だけでなく教えていただきたい。
- ・山田会長：条例にシャトルバスとは書けないので、村内の交通環境の整備という書き方になると思う。詳細については、例えば観光地経営会議になるのか、別の審議会を作り、そこで事業計画を策定し執行していくのかを決め条例化することになる。更に、条例の中や規程等にそれを決める会議の人数や構成を定義することになる。
- ・倉田委員：役場の方で素案や、たたき台等があればそれを基に議論していきたい。そうでないと、議論が進まないと思う。
- ・吉田オブザーバー：「観光地経営会議の提言 p 2 の（2）使途の設定」のアンダーライン部分に「観光地経営計画に定める経営戦略の範囲内…」と書かれているが、範囲が広く戦略は10あり「①白馬連峰への眺望の魅力最大化プロジェクト」「②「白馬村の核となるスキー場と宿泊拠点の再生プロジェクト」「③国際リゾートに相応しい受入環境整備プロジェクト」「④魅力の多様化に向けたコンテンツ創出プロジェクト」とあり、その範囲内とすると書かれている。さらに「白馬村にとって不足している部分を抽出し、効果が高いと考えられる事業に対して、集中的に投資していく」とある。これも広義的だが、前回の答申にも「使途の自由度の高いものにするべき」とあり、提言にある次年度について徴収した財源を何に使うのかは、団体等の意見を聞きながらその基金の実施主体となる人たちが決めていくことが含まれており、ひとつの材料になり得るのである。参考としていただければと思う。

村としては、自由度の高いものと、定めるべき条例等は村でやるがそのための意見等を出していただき反映させたい。

・福島委員：例えば宿泊税を払う宿泊客から、スキー場のゴンドラ新設要望が多かった場合、その財源を使うことが公益にかなうのか良く解らない。

・山田会長：中小企業庁では、中小企業に対しての補助金があり、観光庁でも高付加価値化事業やスノーリゾートに対する補助金があり、民間に対する補助金は制度的には可能ではあるが、予算が潤沢にある訳ではないので、外部資金を使えるものは外部資金を使い、それをどのように整理していくかということになる。

繰り返しになるが、今10年後の用途を決められないので、誰が、どのような目的に使うのかを決めておき、執行はその都度考えていくことになる。

②③は前例がなく、それをどのように組み立てるのは大きな課題だが、宿泊客等の納税者が基本ということが一点目で、もう一点は白馬村の観光というところとスキー場や自然環境が重要で、滞在環境を良くしていくことになり、個別事業者ではできないことを地域で、この財源を使い高めていくことが中心になると思う。そこを中心として、今回は②③についてももう少し項目を出してもらい議論ができればと思う。

資料3の工程表については、事務局から説明があったように、村としては①②③をパッケージで考え、中身はこういうものですよということが年度内までに出てくれば良いと思っている。

具体的な条例の中身は、徴収条例は総務省との調整が必要で、県とも足並みを揃える必要があるが、②③については税が執行されるまでに条例が可決されれば対応はできるので、すべて同時に決める必要はなく、議論を深めていければ良いと思う。

まずは、①②③をパッケージで議論することについて了解いただき、②③について事務局に整理してもらい議論の素材としたい。その上で「観光みらい税」としてその他の財源も検討していければと思う。

・松沢委員：用途の設計に関して、公共性の高い観光インフラに使っていくべきと思う。

民間がやるところは、ビジネスとして成立するところとなり、公共性は高いが儲からないところ、例えばシャトルバスやグリーンシーズンの山の自然環境ではなく、登山のインフラとしては、白馬館と振興公社とで毎年補助金を使い大雪溪の下のトイレ整備や登山道の整備も我々民間事業者が費用を負担している実態があり、公共性は高いが儲からないことを民間がやっていることや実態が苦しいようなところに広く使えると良い。

山小屋の視点では、国立公園で国からの補助金や資金援助は一部あるが、民間に頼ってしまっているものが多々あり、現実的には制度が崩壊しているので、「公共性の高いもの」という文言を入れていただきたいと思う。

- ・山田会長：「公共性の高いもの」という文言を用途条例に入れた方が良いという意見で、これも重要な視点であり、事務局には今日の議論を踏まえ、こんなことを入れ込んでいくということを次回までに整理していただきたい。
- ・倉田委員：いろいろな話が聞こえてくるが、現在の県の状況を知りたい。
- ・山田会長：県はパブコメをしているところで、3月13日に検討部会、3月25日に審議会に提出となっており、年度内に村の①部分の骨格が出てくる。それにより知事判断で6月議会に諮ることになる。宿泊税に関しては他県でも導入しており、条例に関してももめることはなく、総務省協議も問題ないので、他県の例でいけば来年の4月1日から動き出せることになる。

4. その他<田中総務課長>

- ・柴田委員：入湯税に関して、できれば事務局の考え方や具体案を示してほしい。
- ・田中総務課長：具体的には示せないが、例えば令和3年度と4年度の入湯税の用途について現状・実態を説明したい、
- ・山田会長：具体的なことは、この検討委員会で考えていくことだと思う。

5. 閉 会<田中総務課長> (15 : 35)